

自宅勤務に関する Q&A

Q1 自宅勤務中のサービスの取扱いはどうなりますか？

A1 服務上出張扱いとし、自宅を旅行先とする旅行命令を行います。

Q2 自宅勤務は出張扱いとなりますが、旅費の取扱いはどのようになりますか？

A2 自宅と在勤庁との間の移動は、通勤経路と重複するため、交通費の支給はありません。また、旅行雑費も支給されません。

Q3 4月1日から任用が開始される時間講師がいますが、これまでは授業がなかったので「自宅研修」を命じていました。今後は、「自宅勤務」を命じることになりますか？

A3 「自宅勤務」を命じることができる場合は、以下の2つの要件を同時に満たす場合です。

- ① 勤務する学校の都合により、勤務校で業務ができない場合
- ② 時間講師が、他の日に勤務時間を振り替えることができない場合

4月1日に勤務する学校へ出勤し「授業の実施に付随する業務」（他の教員との打ち合わせ、教材研究、年間勤務予定表の作成等）を行うか、任用期間中の他の日に、4月1日に割り当てられた勤務時間を振り替えることができれば、「自宅勤務」を命ずる必要はありません。

4月1日の勤務としては、①通常通り出勤して「授業の実施に付随する業務」を行う、②任用期間の範囲内で勤務時間の振替を行う、③「自宅勤務」を行う、の3つのパターンが考えられます。

上記3つのパターンについて、適切に手続きをしていない場合は欠勤扱いとなるので、3月中に任用が決まった場合は、速やかに時間講師と所属長との間で対応を決めておく必要があります。

Q4 これまで入学式等については、「自宅研修」を命じていましたが今後は「自宅勤務」を命じることになりますか？それとも、「授業の実施に付随する業務」として入学式等に参加を命じることになりますか？

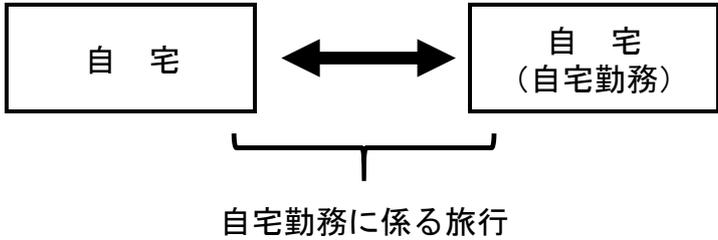
A4 入学式等の学校行事は、時間講師の職務ではないため、入学式等への参加を時間講師に命じることにはできません。

A3で回答のとおり、通常通り出勤して「授業の実施に付随する業務」を行うか、勤務時間の振替を行うか、それができない場合に「自宅勤務」を命じることになります。

Q5 自宅勤務の場合、旅行命令簿はどのように記載すればよいですか？

A5 以下のとおり、旅行命令簿に必要事項を記載します。

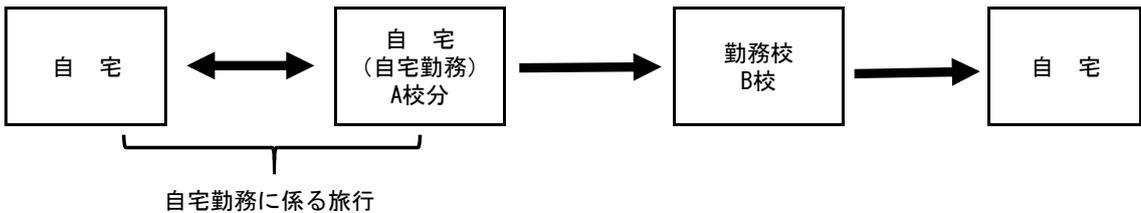
①割り振られた勤務時間のすべての時間で自宅勤務を実施し、勤務校に出勤しない場合



- 旅行用務 : 自宅勤務
- 旅行日 : 自宅勤務実施日
- 旅行時間 : 割り振られた勤務時間の開始時刻と終了時刻
- 旅行先 : 自宅
- 移動手段 : 徒歩

②複数の学校に勤務をしていて、割り振られた勤務時間のうち、最初に勤務する学校(A校)で自宅勤務を命じられ、その後、別の勤務校(B校)に出勤する場合

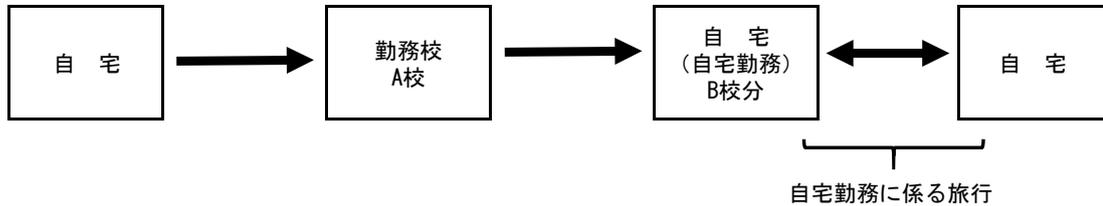
【 勤務時間の最初に自宅勤務をした後、勤務校で業務を行う場合 】



- 旅行用務 : 自宅勤務
- 旅行日 : 自宅勤務実施日
- 旅行時間 : 割り振られた勤務時間の開始時刻と終了時刻
ただし、元々割り振られた勤務時間が終了した後に自宅から B 校に移動を開始しては B 校の勤務開始に間に合わない場合は、B 校の勤務開始に間に合うように、A 校の勤務時間の振替を行う。
- 旅行先 : 自宅
- 移動手段 : 「自宅→自宅」は徒歩
「自宅→勤務校 (B 校)」は、通常の通勤経路のため第二種報酬で支給

③複数の学校に勤務をしていて、割り振られた勤務時間のうち、2校目（B校）の学校で自宅勤務を命じられた場合

【 勤務時間の最初に勤務校で業務を行った後、自宅勤務を行う場合 】



旅行用務 : 自宅勤務

旅行日 : 自宅勤務実施日

旅行時間 : 割り振られた勤務時間の開始時刻と終了時刻

ただし、A校の勤務終了後に自宅に移動を開始しては、元々割り当てられていたB校の勤務開始に間に合わない場合は、A校から自宅までの帰宅時間を踏まえて、B校の勤務時間の振替を行う。

旅行先 : 自宅

移動手段 : 「自宅→自宅」は徒歩

「勤務校（A校）→自宅」は、通常の通勤経路のため第二種報酬で支給

Q6 自宅勤務時の勤務時間、休憩時間はどうなりますか？

A6 元々割り当てられた勤務時間どおりに自宅で勤務を行うことが原則ですが、Q5の事例②と③のように、複数校勤務している場合は、元々割り当てられた勤務時間を調整する場合があります。

また、元々割り当てられた勤務時間が1時間目と3時間目のように空き時間がある場合に、業務効率の観点から、自宅勤務中は勤務時間を連続させた方が良い場合は、勤務時間を振り替える場合があります。

なお、休憩時間は、通常の勤務時間同様、6時間を超える場合は必ず最低でも45分設定する必要があります。

Q7 自宅勤務中に育児・介護等の私用や外出をしてもよいですか？

A7 自宅勤務中も、職務専念義務を守る必要がありますので、勤務時間中の私用や外出を認めるものではありません。

育児や介護等の私用のためや、外出する場合などは休暇を取得してください。

Q8 自宅勤務を行うには、どのような手続が必要ですか？

A8 以下の手続が必要が必要です。

- ① 原則として、自宅勤務の前日までに、所属長に「自宅勤務申請書兼実施報告書」を提出します。
- ② 旅行命令簿の記載と所属長への申請を行います。
- ③ 自宅勤務当日は、自宅勤務開始と終了の連絡を行います。
なお、自宅勤務中は、勤務校からの連絡にいつでも対応できるような態勢を取っておく必要があります。
- ④ 自宅勤務終了後「自宅勤務申請書兼実施報告書」を所属長へ提出し報告を行います。
必要に応じて、自宅勤務を行った実績を所属長へ提示します。

Q9 自宅勤務は自宅以外でも実施が可能ですか？

A9 自宅勤務中は、勤務校からの連絡に常に対応できるような態勢をとる必要があるため、自宅以外での勤務は認められません。

Q10 自宅勤務の開始及び終了の連絡とは、具体的にどのように行うのですか？

A10 自宅勤務の開始及び終了の連絡とは、例えば、自宅勤務を実施する時間講師が、学校の組織端末用のメールアドレスに、自宅勤務を開始する際は「今から自宅勤務を開始します。」と、自宅勤務を終了する際は、「自宅勤務を終了します。」とメールを送信することが考えられます。

連絡の方法については、電話で行うことも可能ですが（学校閉庁日は留守番電話にメッセージを残すなどの対応も可）、各学校の実情に応じて適切に対応してください。

Q11 自宅勤務を実施すると、第二種報酬は減額されますか？

A11 自宅勤務が認められる要件は限定されていることから、第二種報酬の調整（減額）は行いません。

ただし、当該月に一度も出勤の実績がない場合は、常勤職員同様、第二種報酬は支給されません。